

(公印省略)

交推協第148号
令和2年3月26日

大分県交通安全推進協議会委員
各市町村交通安全推進(対策)協議会長 殿
各 振 興 局 長

大分県交通安全推進協議会長
大分県知事 広瀬勝貞

運転経歴証明書が交付済であることを表示するシールの活用について(通知)

平素より、当協議会の交通安全施策への御支援、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和元年12月20日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、マイナンバーカードと運転経歴証明書との一体化等の観点から、令和2年度以降、警察において、運転経歴証明書が交付済であることを表示するシール(以下単に「シール」という。別添1)を交付することとされました。

このシールは、マイナンバーカードケースに貼付し、マイナンバーカードと一体的に提示することにより、運転経歴証明書本体を携帯していなくても、当該証明書が交付済であることを証明することができるものであり、このシールがマイナンバーカードとともに活用されることが期待されます。

つきましては、関係者に対し、運転経歴証明書が交付済であることを表示するマイナンバーカードと一体化したシールの活用について周知していただきますようお願いいたします。

また、令和2年2月末時点、県下では360店舗・会社が高齢者運転免許自主返納サポート加盟店に登録されており、交通等様々な業種の多くの事業者には、運転経歴証明書の保有者に対する割引等のサービスをご提供いただいておりますが、こうした事業者に対しまして、マイナンバーカードとそのケースに貼付されたシールが提示された場合には、運転経歴証明書本体の提示と同様に、割引等のサービスを御提供いただくよう、チラシ(別添2)を活用するなどにより周知していただきますようお願いいたします。

今後も、高齢者の運転免許自主返納支援への御協力をよろしくお願いいたします。

<担当者>

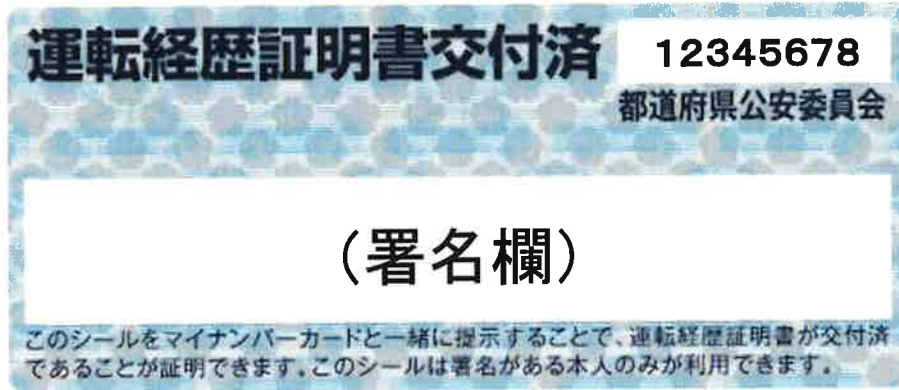
大分県交通安全推進協議会事務局

大分県生活環境企画課 中川・平川

TEL:097-506-3060

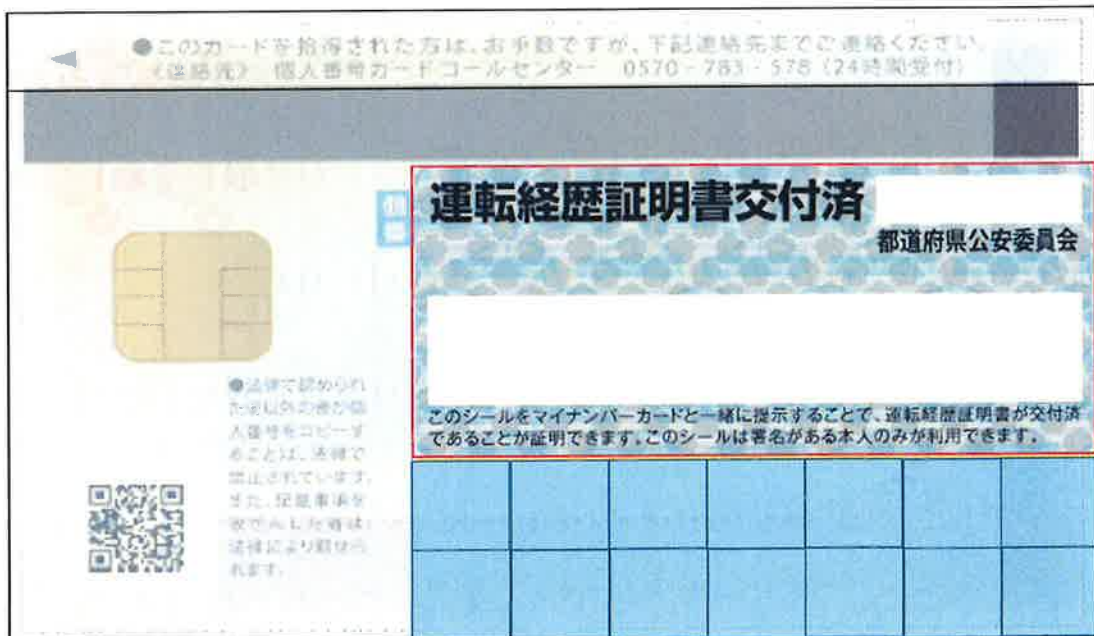
E-mail:hirakawa-taichi@pref.oita.lg.jp

運転経歴証明書交付済シール



寸法: 24mm × 56mm

マイナンバーカードケースへの貼り付けイメージ



運転経歴証明書の保有者の方に
サービスをご提供されている事業者の皆様へ

「運転経歴証明書交付済シール」のご案内

- ★ 運転経歴証明書の保有者の方は、「**運転経歴証明書交付済シール**」をマイナンバーカードと一緒に提示すれば、運転経歴証明書本体がなくても、**運転経歴証明書が交付済であることが証明できる**ようになりました。
- ★ バスやタクシーに乗車する際などに、**シールをマイナンバーカードと一緒に提示した方**については、運転経歴証明書を提示しなくても、割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。

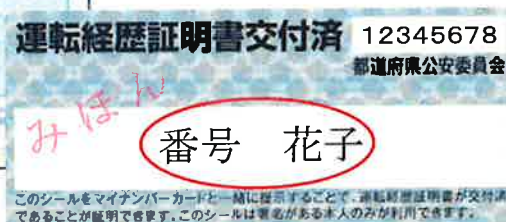
シールの見方

- シールには、保有者の方の氏名が記入されています。
- シールの保有者の方が、割引等のサービスを受けようとする際、**シールをマイナンバーカードと一緒に提示します**。
シールは、マイナンバーカードケースの裏面に貼付されています。
- シールの氏名とマイナンバーカードの氏名が同一であることをご確認**のうえ、割引等のサービスをご提供いただきますようお願いいたします。



マイナンバーカード

シールはマイナンバーカード
と一緒に提示されます



シールを活用したマイナンバーカードの普及促進にご協力下さい！